八、株式会社竹屋に対する件

昭和四十三年(排)第一号

排除命令

広島県広島市十日市町二丁目一の二十一

株式会社竹屋

右代表者　代表取締役　竹　永　正　男

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主　文

一、株式会社竹屋は、その販売する小売価額百円の「お好み羊羹」と称する商品およびこれと同種の商品について、今後、次の行為をしてはならない。

(一)　当該商品の容器包装に、内容物の保護または品質保全の限度をこえて過大な容器包装を用いることにより、一般消費者に、当該商品の内容量に関し誤認される表示をすること。

(二)　当該商品に、「名誉大金賞牌」その他これに類似する名称であつて、架空の賞牌または実際は受領したことのない賞牌を受領したものであるかのように記載することにより、一般消費者に、当該商品が当該賞牌を受領していると誤認され

る表示をすること。

二、株式会社竹屋は、小売価額百円の「お好み羊羹」と称する商品について、一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、(一)同社が当該商品に過大な容器包装を用い、その内容量は、包装箱の総容積の約十六・四パーセントに相当する量しかなかつた旨ならびに

(二) 当該商品は、全国菓子大博覧会において「名誉大金賞牌」を受賞したものでないことおよび「名誉大金賞牌」という賞はない旨を広告しなければならない。この広告については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。ただし、当委員会が承認することができない場合には、当委員会は、この広告について指示するものとする。

三、株式会社竹屋は、前項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

一、株式会社竹屋は、肩書地に事務所をおき、観光土産品の製造販売業を営む事業者である。

同社は、小売価額百円の「お好み羊羹」と称する商品(別添写真参照)を昭和三十七年九月から自社工場において製造し、広島県および山口県の地域に販売している。

当該商品は、通常店頭では、その一部商品について、開蓋して陳列されているが「煉羊羹」および「柿羊羹」がそれぞれ一個「一口羊羹」二個が縦二十センチメートル、横十一・六センチメートル、高さ三・三センチメートル(総容積約七百六十六立方センチメートル)の包装箱に詰められ、その包装箱は、幅一・五センチメートルから二・二センチメートルのレース編模様の紙リボンをもつて縁取りがほどこされ、包装箱の表面に透明なセロハン紙でおおわれたもので、開蓋した場合には、あたかも外見からは、当該羊かんが包装箱一杯に詰められているかのように包装されている。

しかるに、当該包装箱は、前記レース編模様の紙リボンの下に、幅一・三センチメートルの額縁状の縁取りがほどこされ、段ボール紙で厚さ〇・四センチメートルにあげ底されており、その上に前記羊かんが四個詰められている。そのうち「煉羊羹」は、縦十五センチメートル、横三・五センチメートル、厚さ一・二センチメートル（体積約六十一・二立方センチメートル）であるが、これが銀紙に包まれたうえ、縦十六・六センチメートル、横四・五センチメートル、厚さ二センチメートル（容積約百四十九・四立方センチメートル）の段ボール紙に入れられており、「柿羊羹」は、縦十・五センチメートル、横二・三センチメートル、厚さ一・四センチメートル（体積約三十三・九立方センチメートル）であるが、これが銀紙に包まれたうえ、縦十二センチメートル、横三・二センチメートル、厚さ二センチメートル（容積約六十八・八立方センチメートル）の段ボール紙に入れられており、また、「一口羊羹」は、球状（体積約十三・九立方センチメートル）のもので、ゴム及び包装紙に包まれたものであつて、結局、羊かん四個の総体積は、包装箱の総容積の約十六・四パーセントにすぎない。

二、当該商品は、表面が透明なセロハン紙でおおわれているが、このセロハン紙には、「全国菓子博名誉大金賞牌受領」と標示されており、あたかも当該商品が当該賞を受領したものであるかのように表示されている。

しかるに、実際には、当該商品の内容物の一つである「柿羊羹」が、昭和二十七年五月第十二回全国菓子大博覧会において「名誉金賞牌」を受賞し、さらに、昭和三十六年四月第十五回同博覧会において「名誉大賞」を受賞したものであつて、当該商品が受賞したものではなく、また、「全国菓子博名誉大金賞」という賞はない。

三、よつて、株式会社竹屋は、当該商品の内容量について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であり、かつ、その品質について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

法の適用

前記事実によれば、株式会社竹屋の行為中、当該商品の内容量について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であるかのように表示している点については、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反し、その品質について、実際のものよりも著しく優良であるかのように表示している点については、同条第一号の規定に違反する。

昭和四十三年一月九日

公正取引委員会

委員長　山田精一

委員　菊池淳一

委員　梅田孝久

委員　亀岡康夫

委員　有賀美智子

別添写真

